

スタートアップ創出型萌芽的 研究開発支援事業

行政事業レビュー用追加提出資料

令和7年6月

国際戦略局 技術政策課

支援金額の範囲を定める「指定補助金等の交付等に関する指針」について

1

- 「指定補助金等の交付に関する指針」によれば、フェーズ 1 の事業規模は300万円～3,000万円程度、フェーズ 2 の事業規模は1,000万円～数億円程度とされている。

フェーズ 1 から 3 の対象及び事業期間・事業規模
(「指定補助金等の交付等に関する指針(令和 6 年 6 月 4 日閣議決定)」より抜粋)

支援段階	対象とする内容	事業期間/事業規模/経費
フェーズ 1	研究開発の内容について、科学技術的な実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために実施する概念実証 (POC) や実現可能性調査 (FS)	1 年以内/ 300万円～3,000万円程度/ 委託費、補助金 (※ 1)
フェーズ 2	フェーズ 1 で得られた成果等を前提として取り組む研究開発	1 ～ 2 年程度/ 1,000万円～数億円程度/ 委託費、補助金 (※ 1)
フェーズ 3	原則としてTRL 5 以上の実使用又は相当環境下で実施することが必要となる大規模技術実証	最長 5 年以内/ 技術分野に応じた規模/ 補助金
事業化・政府調達 フェーズ	フェーズ 2 又はフェーズ 3 によって開発された技術、製品等の事業化に向けた準備	事業に応じた期間/ 設定せず (※ 2)

※ 1 フェーズ 1、2 の実施において、採択時又は終了時の審査の結果高い評価を得るとともに、事業を実施する関係府省等が、実施者による成果の社会実装の取り組みを強く推し進める事業に限り、定額補助での支援を可能とする。

※ 2 政府調達やテストマーケティング、技術調査事業、民間企業とのマッチング等による支援

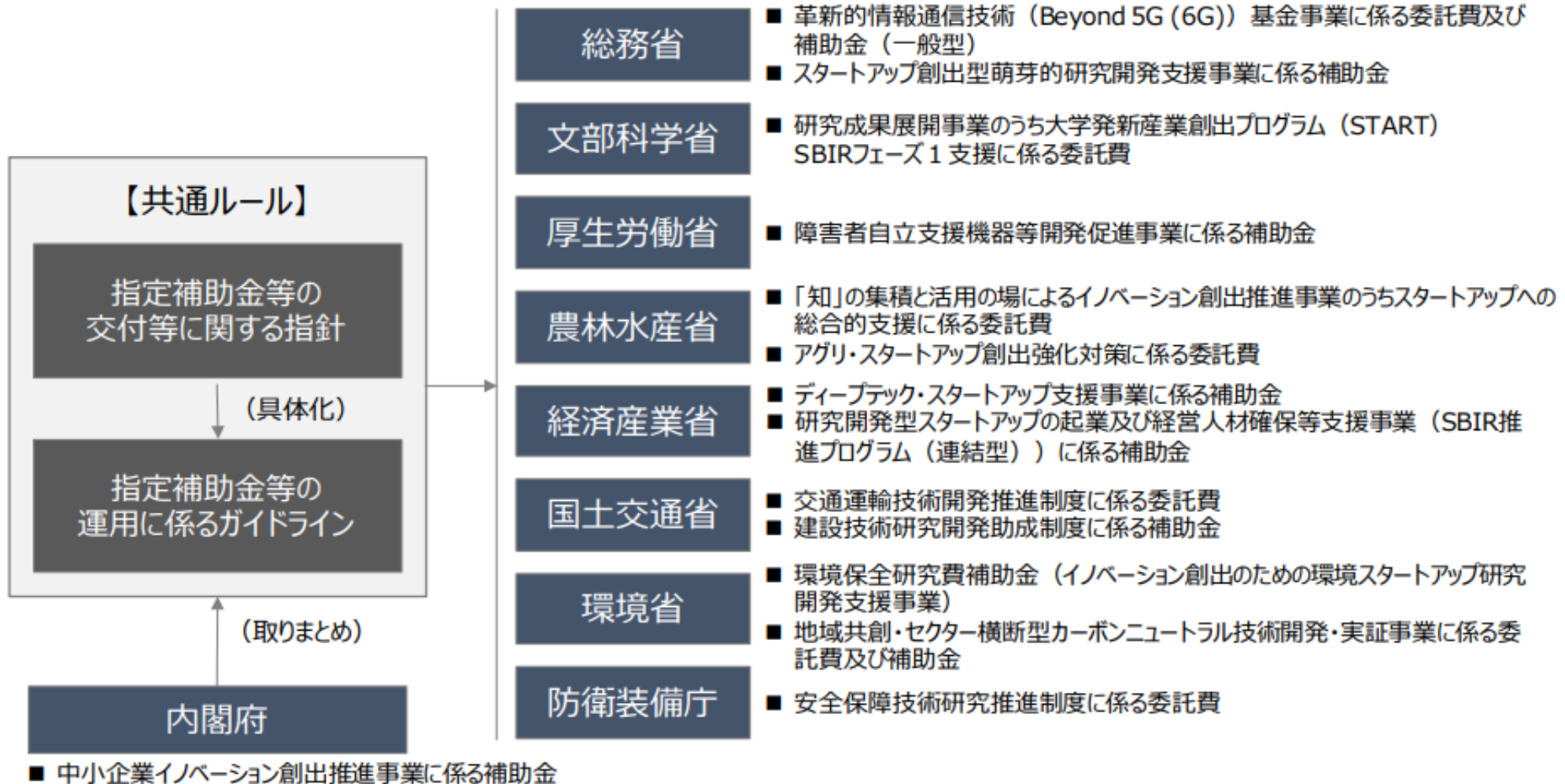
支援金の上限額についての他省庁（施策）との比較

2

- SBIR制度における「指定補助金等」のうち、フェーズ1・2を対象とした支援を行う補助事業※とその上限額は以下のとおり。

名称	所管省庁	補助上限額	補助率（上限）
革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業に係る補助金（一般型）	総務省	1億円	2/3
スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業に係る補助金	総務省	フェーズ1 300万円 フェーズ2 2,000万円	10/10
障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金	厚労省	①テーマ設定型事業 2,250万円 ②製品種目特定型事業 1,500万円	中小企業2/3（②製品種目特定型事業は初年度のみ10/10）
ディープテック・スタートアップ支援事業に係る補助金（うちSBIR指定補助金等の支援事業）	経産省	①フェーズ1 2,000万円 ②フェーズ2 1億円	①10/10 ②2/3
研究開発型スタートアップの起業及び経営人材確保等支援事（SBIR推進プログラム（連結型））に係る補助金	経産省	①フェーズ1 1,500万円 ②フェーズ2 5,000万円	①10/10 ②2/3
建設技術研究開発助成制度に係る補助金	国交省	中小SU企業タイプ 500万円（1年目） 1,000万円（2～3年目）	10/10
環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）	環境省	①フェーズ1 400万円 ②フェーズ2 3,000万円	①10/10 ②2/3
地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（スタートアップ企業に対する事業促進支援事業）	環境省	フェーズ1 1,000万円	10/10

※SBIR制度における指定補助金等のうち、補助事業であり、かつフェーズ1・2を対象とするものを抽出して一覧化。



統一的なルールに基づく補助金等の交付
 （「指定補助金等の運用に係る業務ガイドライン（令和6年7月4日改訂）」より抜粋）